

改めて部局・学内共同利用施設で教員任期制の可否・あり方を検討——2月末までに

1月23日(木)開催の教育研究評議会での審議の結果、2月28日(金)までに各部局・学内共同利用施設で、教員任期制の導入の可否とあり方を改めて検討することになりました。熊本大学使用者は、各部局・学内共同利用施設での検討結果をふまえて、今年度末までに教員任期制の可否とあり方を決定する方針です。

この学内審議は、昨年12月25日の団体交渉での組合からの要求と指摘を受けて実現したものです(詳しくは『赤煉瓦』No.18, 2014.1.14を参照)。ここでは、団体交渉以降の動きについてお伝えします。

熊大使用者の新たな方針

1月23日の教育研究評議会に先立ち、1月20日(月)に熊大使用者から組合へ「教員任期制の今後の方針の一部改正」について情報提供が行なわれました。その内容は、改正労働契約法の特例措置＝試験研究機関・研究開発法人・大学等の研究者については無期労働契約への転換申し込みまでの期間を10年とすることに対応して、「任期付き教員の最長雇用年数を10年とする」ように昨年7月の教育研究評議会で示された「教員任期制の今後の方針」を修正するものです。さらに、任期付きポストの現職者の方が無期労働契約への転換申し込みが可能となるのは14年後以降になってしまい、現職者の方には過酷な仕組みであるという組合からの指摘を受けて、現職者については5年任期2回の10年を俟つことなく、1回目の任期の業績審査で再任可となった場合には無期労働契約への転換申し込みを可能とする特例措置が設けられています。

新たな方針の問題点と組合からの要望

こうした新たな方針について、組合は問題点を指摘するとともに、要望を提出しました。問題点の一つは、部局として位置づけられていない学内共同利用施設については、教員任期制の可否とあり方、教員の処遇をどこで検討・判断するのかが明記されていないことです。教員任期制の可否やあり方は教育研究の専門性、業務の専門性に依拠して検討しなければならないことからすれば、部局の場合に教授会で検討されるのと同様に、学内共同利用施設の場合も当該施設が担う教育研究の専門性、業務内容を把握・理解している各学内共同利用施設の運営委員会で検討されて当然です。各学内共同利用施設の運営委員会には、任期付き教員本人が含まれている場合もありますが、組織の教員をどのように処遇していくかは当事者本人の意見もふまえて検討することが必要なはずです。そのため、組合は、学内共同利用施設の教員任期制の可否とあり方、教員の処遇については「学内共同利用施設の運営委員会において審議すること(学内共同利用施設の運営委員会での審議をふまえて、学内共同利用施設等人事委員会で協議してもよい)」を要望しました。

もう一つの問題点は、任期付きポストの現職者の方の無期労働契約への転換申し込みまでの期間の特例措置を設けたとはいえ、改正労働契約法が施行された2013年(平成25年)4月1日以降に締結された

労働契約に限定しているために、現職者の方が無期労働契約への転換申し込みができるまで長い期間を要してしまうことです。具体的には7年後になってしまう方もいます。改正労働契約法は、施行日にかかわることなく、早期に法の趣旨を実現することが要請されているものです。こうした点を考慮すれば、現職者の方への特例措置を講じる趣旨を活かして、現職者については2013年4月1日以降に締結された労働契約に限定することなく、無期労働契約への転換申し込みを可能とすべきでしょう。そこで、組合は「平成25年4月1日以降に締結された労働契約に限定せず、これまでの業績審査で再任可となったことのある教員は無期労働契約へ転換可能にすること」を要望しました。

組合からの要望は、情報提供のあった同日に書面でも提出しました。

2月28日までに部局・学内共同利用施設で十分に検討を!!

組合からの指摘と要望を受けて1月23日の教育研究評議会では、学内共同利用施設の教員任期制の可否とあり方、教員の処遇については、各学内共同利用施設で検討することになりました。組合への情報提供の際には「部局」とのみ記されていた箇所を「部局等」に修正し、「部局等」には各学内共同利用施設が含まれると説明され、同日のうちに「教授会(教授会としての運営委員会を含む。)を置かない部局等」にあつては、必要に応じ、運営委員会で意見を徴するなどにより検討いただき、その後、学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会で審議することを申し添えます」と明記した学長からの通知(「教員任期制に関する事項の検討について(依頼)」)が出されました。

改めていうまでもなく教員任期制の可否とあり方は、当該教育研究組織の性格と将来を左右する重大問題です。これまで本学では教員任期制の導入に際して、導入決定前の教員公募、専門家集団の意見の圧殺、存在しない原則の流布など数々の過ちが繰り返されてきましたが、過ちを正すとともに、各教育研究組織の性格と将来を教員の処遇という根本から考える良い機会です。その検討には、教授会メンバーに限定されることなく、教育研究組織のすべての職階の教員の参加が必要でしょう。

熊大使用者は、任期付きポストの現職者に関する組合の要望——これまでの業績審査で再任可となったことのある現職者は、2013年4月1日以降に締結された労働契約に限定せず、無期労働契約へ転換可能にすること——を認めませんでした。これまでに再任可となった経験がある方は、その業績が評価され、また業務の継続性も認められたものはず。組合は、任期付きポストの現職者の無期労働契約へ転換のあり方も含めて、各部局・学内共同利用施設で十分な検討が行なわれ、その結果をふまえて教員任期制の可否とあり方が決まることを望みます。

	熊本大学教職員組合	
	No.21 2014. 1. 27	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/